

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分の取消しを求める審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和5年10月26日付けで行った法に基づく保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

1 理由付記不備

理由付記の趣旨は、処分庁の判断の慎重・合理性を担保して恣意を抑制し、処分理由を相手方に示して不服申立ての便宜を図り、十分な不服理由の主張を可能にする点にある。しかし、本件処分では結局のところ支給要件に該当しないとしか書かれておらず、請求人は何を主張すべきか不明であり、処分庁がどの根拠・要素を考慮したか示されず、恣意的判断の疑いが残るため、理由不備の違法がある。

処分庁は3要素に該当しないとの判断を確かに記載している。しかしながら、問題はなぜ3要素に該当しないのかであり、そのことについて記載がなければ処分理由について了知できたとはいえない。

2 家族介護料の認定方法について

処分庁は生活保護運用事例集の認定方法に依拠し、食事・入浴・排便の3動作のみで家族介護料を判断しているが、同事例集は運用例に過ぎず処理基準ではなく、個別具体的な検討を免除する根拠にはならない。本件では、事例集に依拠するだけでは不十分であり、各種資料を総合的に判断すべき特段の事情がある。

保護実施機関は法9条（必要即応の原則）に基づき、8種扶助から

最も有効・適切な扶助を自ら決定すべき義務を負う（法24条9項）。3動作は診断書を徴さず簡易迅速に判断する際の参考例にすぎず、本旨である「重度障害者を介護する家族の負担軽減」を必要としているかの審査をしていない。

3 実体的判断

処分庁は、生活保護運用事例集に拘わらず客観的に家族介護料に該当するか審査する義務がある。

(1) 令和5年6月13日付診断書

「身体障害者手帳2級相当」「排泄の後始末をすることにつき不能」と明記されている。「身体障害者手帳2級」相当とは体幹機能障害により坐位又は起立位保持が困難な状態を指し、「歩行不能・起立位保持不能等」の記載がこれに当たる。また「排泄に関し不能ないし全介助」が必要な旨記載があり、排便を含む排泄に介護が必要なことを指す。

(2) 令和3年12月23日付障害基礎年金診断書現症欄及び令和5年2月3日付障害基礎年金診断書現症欄

「身の回りのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲が概ねベッド周辺に限られるもの」「労働は不可能」と記載されている。

(3) 令和5年9月1日付〇〇歯科医による診断書

「摂食嚥下障害」、「かなり誤嚥、窒息のリスクが高い」と記載されている。「摂食嚥下障害」とは食物や水分をうまく食べられず飲み込めない障害を指し、「かなり誤嚥、窒息のリスクが高い」状態となる。

(4) 令和2年9月17日付障害基礎年金診断書（精神の障害用）

上記診断以前に精神障害により食事・清潔保持に介助が必要であることが認められる。適切な食事について「できない」、身の清潔保持について「助言や指導があればできる」と記載されている。「適切な食事」が「できない」とは食事の用意が不能であるうえ、常に目を配らなければ不食・偏食・過食など健康を害する行動になるため常時援助が必要であることをいう。「清潔保持」が「助言や指導があればできる」とは洗面、洗髪、入浴等の身体の衛生保持や着替え等ができないことに加え、身体の清潔を保つためには、経常的な助言や指導を必要とすることをいう。

上記の各診断書は主治医又は専門医等が作成しておりいずれも信憑性がある。そして、請求人の身体の障害と精神の障害の状態は重度障害者と評価でき、処分庁が主張する3つの基本動作基準すべてを満たす。

処分庁は、一部の動作が自立していることを根拠に本件申請を却下したが、介護の解釈が不当に狭い。介護には全面的な依存から部分的な介助、指導・配慮まで幅があり、箸が使えるから食事に介護不要とは言えず、排尿障害がないから排泄に介護不要ともいえない。入浴も同様である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年10月7日	諮問
令和7年11月25日	審議（第106回第3部会）
令和7年12月18日	審議（第107回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・種類等

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

また、法8条1項は、保護基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしている。

そして、法11条1項は、保護の種類として、生活扶助（1号）等

を定めている。

(2) 家族介護料

法12条1号は、生活扶助が「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」の範囲内で行われると規定する。

保護基準は、生活扶助の中に各種加算を位置付けており、第2章・2・(4)は、障害者加算アに該当する障害者であって「日常生活の全てについて介護を必要とするもの」を同一世帯員が介護する場合には、障害者加算とは別に12,760円を加算する旨を定める（令和5年度。家族介護料）。

東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集2017」（以下「運用事例集」という。）問6-26・1・(2)は、家族介護料の認定方法に関して、介護を受ける者の要件の1つとして、「食事、入浴及び排便の3つの基本動作すべて（「日常生活のすべて」とみなしうる。）に介護を必要とする者」を示している。

なお、運用事例集は、東京都内の実施機関が統一的な保護行政を行うための取扱いを示すもので、本件への適用において合理性を認めることができる。

2 本件処分についての検討

処分庁は、請求人からの家族介護料に係る前回申請1及び前回申請2について、要件に該当しないとして却下をしてきたところ、本件申請により本件診断書1及び本件診断書2が新たに提出されたことから、これらの記載に基づき改めて検討をしたうえで、要件に該当しないとして本件処分を行ったことが認められる。

本件診断書1の記載によると、「短時間での立位のみ可能」とあり、本件診断書2の記載によると、「ごく短時間の立位が可能」とあり、「排尿・排便障害」は「なし」とされ、「寝返りをする」、「座る（足を投げ出して）」、「いすに腰掛ける」、「箸で食事をする」、「コップで水を飲む」、「ブラシで歯を磨く」及び「顔を洗いタオルでふく」が「自立」とされている。

そうすると、請求人については、運用事例集問6-26・1・(2)でいう「食事、入浴及び排便の3つの基本動作（中略）すべてに介護を要する者」に該当すると認めることはできず、また、保護基準第2章・2・(4)にいう「日常生活の全てについて介護を必要とするもの」に該当すると認めることもできない。

以上のことから、請求人について家族介護料加算の要件を満たさないとした処分庁の判断に違法・不当な点はない。

3 請求人の主張について

(1) 請求人は、上記第3・1のとおり主張するが、処分庁は本件処分に係る通知書に却下理由を記載し（別紙3）、処分の根拠条文、適用した審査基準、請求人の身体状況の具体的事実及びこれら事実に基づき家族介護料の要件を欠くとの判断を明示しており、理由付記の不備はない。

(2) 請求人は、上記第3・2のとおり主張するが、運用事例集の内容は本件への適用に当たって合理的であると認めることができること、個別事情を考慮すべき特段の事情について何ら具体的な主張がされていないことからすると、請求人の主張は前提を欠く。

請求人は、上記第3・3のとおり述べるものの、これらの事実によりいかなる理由で請求人が「食事、入浴及び排便の3つの基本動作（中略）すべてに介護を要する者」に該当するかの主張はなく、関連性が不明であり採用できない。また、「介護」に部分介助、指導・配慮を含む旨の主張は、その根拠が明らかでなく、採用できない。

そして、請求人が「3つの基本動作（中略）すべてに介護を要する者」に該当しないことは上記2で述べたとおりである。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性について

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

山田攝子、青木淳一、澄川洋子

別紙1ないし別紙3（略）